法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-05-09

用水,治水問題より観たる江戸近郊農村の一型態 : とくに三給地としての和泉村の場合

黒崎, 菊江 / Kurosaki, Kikue

(出版者 / Publisher)
法政大学史学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法政史学 / 法政史学
(巻 / Volume)
9
(開始ページ / Start Page)
95
(終了ページ / End Page)
106
(発行年 / Year)
1957-01-31
(URL)
https://doi.org/10.15002/00011829

Hosei University Repository

用水、治水問題より觀たる江戸近郊農村の一型態

――とくに三給地としての和泉村の場合――

黑崎菊江

はしがき

村落は其の土地の地勢、土壌、気候等の自然環境に培はれて特異なる発達をなしつつも、他面絶えず各時代の政権の移動に随伴してその政治的色調に彩られ複雑な様相を呈している。

Hosei University Repository

ことに近世村落は、一名政治村落とも言われる如く、領主の政治権力によって強力に把握編成されていた。

今の東京都北多摩郡狛江町和泉、当時の武州多摩郡和泉村は、徳川幕藩態勢下、三給地となっていた。

即ち総村高二二三石八斗六升五合の内寛政八年頃、千百石取の旗本(1)石谷氏の知行所として百石、安永二年頃、七百四十石取の旗本松下氏六十二石、残り六一石八斗六升五合が大名井伊氏の領地となっていた。

斯くの如く、二旗本の知行地と、彦根藩の如き大藩の飛地によりつくられている村、しかもこの三給が劃然とした地域に分割されて居らず、非常に入り乱れ錯綜している事（これは元文年間の和泉村全図の良く示すところであるが）ここにこの地の特殊性がある。

次に問題となるのは当村に於ける水である。北部から野川が流れ、南部は多摩の本流に面し、ほぼ中央に多摩川から分水した六郷用水の貫流を持つ当村は、武蔵野の村としては水に恵まれた地で、新たに用水路をつくり新田開発を行う事が可能であり、実際に盛んに新田開発を行っている。

然し一方豊富な水は、排水の問題を考えねばならず、更により村民の心胆を寒からしめたのは、多摩川の氾濫である。

故に当和泉村に於ては、水に対し灌漑用水対策、治水対策の両面よりこれに当らねばならなかったわけで、用水問題、及用水、堤防、川除普請に際し、三給入会である和泉村が、如何にこれに対処したか、の点より当和泉村の村落形態を明らかにしたい。

本研究は狛江町和泉の石井家文書を史料としているが、石井家が、井伊領の名主であった為、其の所蔵文書も、村鑑、水帳、御改五人組帳の類は井伊領和泉村のものに限られている。

然し用水、堤、川除普請は、三給合同で行って居るため、断片的ながら、他二給地の動向をも窮う事が出来る。

一

当該地域の村落構成につき、年代の記載はないが、内容より寛政十二年と推定出来る村鑑より見ると、次の如くであるが、これにより、畑地が圧倒的に多く、畑地は田の約七倍、下田、下畑が多く、地味の良くない事、新田、新畑、及川欠地の多い事が知られる。

		町	反	畝	歩
田	中田			4	07
	下田	1	5	8	10
	新田	2	3	1	23
	計	3	9	4	10
畑	上畑			9	31 9
	中畑	1	2	0	20
	下畑	5	1	0	19
	新畑	20	3	5	23
	計	27	6	0	21
屋敷	本屋敷			4	50 8
	新屋敷			2	9 2 5
	計			7	5 0 3
芝地				4	9 1 6
合計		32	7	9	2 0

〔註〕
本高之内 27石8斗1升5合
新田之内 8反9畝3歩
新畑之内 1町8反1畝10歩
川欠地を含む

Hosei University Repository

反以上三、一反以上五、一反以下五人となって居り、耕地が非常に零細であることがわかる。

次に家数、人口についてみると、井伊領における資料としては「元文五年」「延享二年」「宝暦五年」「安永九年」の御改五人組帳扣四冊があり、この末尾のトータルにより天文五年より天明四年までの人口総数のひととおりはわかるわけで、其の抜萃を掲げれば次の通りである。

御改5人組帳抜萃（井伊領和泉村）

年次	人口総数	男女別	家主	女房	男兄弟子	女姉妹子	父	母	祖母	山伏	下人	道心
元禄8	162	男 83 女 79	31								下女1 下人2	
元文5	191	男 98 女 93	41	37	52	42		13	1	2	2	1
〃 6	197	男 100 女 97	42	41	53	43		12	1	2	1	1
寛保元	195	男 103 女 92	41	41	56	40		11		2	1	3
延享2	203	男 104 女 90	40	44	56	44	3	11		2	1	2
宝暦5	194	男 104 女 90	39	37	55	35	8	18		2		
〃 8	182	男 101 女 81	39	39	57	28	4	14		1		
明和3	171	男 97 女 74										
安永9	160	男 97 女 73	34	28	47	36	4	9		1		1
天明1	162	男 87 女 75										
〃 4	159	男 90 女 69										

〔註〕元禄8年の分は「元禄8年世田ヶ谷貳拾ヶ村御張帳より」

此処で目につくことは下人のすくないことであり、元文五年には二人であったが、元文六年より一人となり、宝暦五年以降は全然持っていない。

これと相対して考えられることは、三十才以上の無配偶男子の多いことである。

前述史料中、完全に整っている元文五年及び、宝暦五年の御改五人組帳扣をみると、元文の際は五人居り、殆んど戸主の弟で、戸主の家に同居して居り、三〇才、三十一才、四十八才、五十才、五十九才と言う年令である。

宝暦には六人居り、この中には三十七才の長男、五十九才の戸主の兄も居るが、其の他の戸主の弟達は、明らかに分家出来ない為、止むを得ず、生家に居残って居ると思われる。

次に又一戸当りの人員数についてみると、元文の際は、最少一人、最大七人で、五人家族が最も多く、宝暦に於ても最少二人、最大七人で、五人家族と六人家族が同数で、最も多いと言う状態である。

これは当時の農村の人口構成より見れば、決して多い方ではない。むしろ小人数で都会なみである。

次に文政二年卯五月の家数人別書上帳を見ると、次の表の如くで、労働可能人員が、三十五人で男総数の約三分の一にしか当らない。然しこれは、十五才以下六十才以上の人員、即ち非労働人員がとくに多いから、と言うわけではない。宝暦五年に於ても男子の非労働人口が四一・三%であり、当和泉村は、年令的に見た非労働人員の割合について、特に問題はない。虚弱人一四人、が問題で、虚弱人とは、如何なる程度の労働に対しての虚弱人なの

Hosei University Repository

又、天保九戊年七月の武州多摩郡和泉村弐拾五ヶ村組合諸商人渡世向取調書上帳によれば、井伊領の家数三三人中農業一統渡世は二二、残り一一は農間商い、並諸職人となって居るが、この両史料にみられる程度の商売家の存在は、江戸近郊農村としては当然の数である。其の種別をみると、ほんの日常必需品を商う程度で、とても他村の購買力を吸収するまでには至らず、何等特別な産物も、又特殊な商売もなかった、と言う事が出来る。

	惣家数	商売数
井伊領	40	4
松下知行所	36	5
石谷知行所	76	4
三給計	140	13

二

かくの如く、特産物も、特殊な商売も持たず、もっぱら零細な耕地に依存し、余剰人口は、他所への出稼を持つ当村に於て、未耕地の開拓は必須の問題であり、加えて、江戸中期以降、一層の深刻さを加えつつあった武家経済の窮乏は、領主をしても、新たに田畑を開発し、米穀その他の農産物の増収を計ることが緊急必要の事となった。

豊富な水を利用し、盛んに新田開発を行って居るが、其の必然性は、常に洪水の危機にさらされつつある河原の荒地をも、開発せねばならなかった。

この事は、本田、本畑の川欠地が拝領以前の川欠の分を除き、他には割合すくないのに比し、殆んどの川欠地が、新開地より出ている事によってもわかる。

であろうか。思うに、この書上帳は、助郷人馬徴収等、上からの労働力徴収に答えての書上ではないかと推測出来る。

馬数を書き出している事、女子の労働力を全然計算に入れてない事も、其の為と思われるが、当時他の諸村でも、虚弱人をかくの如く多数書き出したのであろうか。

また他所へ奉公に出て居る者が九人も居るが、これは、前述の下人問題、無配偶男子の問題と照合してもわかる如く、当村がそれだけ労働力過剰であり、言いかえれば、それだけの労働力を活用する余地の存しない事を明らかにしている。

次に、かかる農村における生業は、如何なるものであろうか。

天保七申年三月の「商売家数名前書上帳」は、井伊領のみでなく、三給地全体の惣家数を知ることが出来るので貴重であるが、そのトータルを掲げると、次の通りである。

家数人別書上帳

（文政2年）

総人口	199
男	99
女	100
15才以下	39
60才以上	2
修験	9
他所江奉公人	14
虚弱	1
定使人	4
村役人	35
差引残	

〔註〕 差引残35人とは，男子人員99人よりの差引で，したがつてこの書上帳は女子の数を問題にしていない。

Hosei University Repository

かくて開発した地も、一度び洪水におそわれるや、一朝にして荒地と化してしまう。故に、当和泉村に於ては、かくの如き川欠地の起返しが、問題となるわけで、「起返し新田畑」なる語がしば〳〵史料中に現われる。川欠地の増大は、直接的には田畑の収穫を減らし、村民に多大の損害を与えるが、間接的にも被害があった。即ち「甲州通り布田五ヶ宿助郷人馬」「駒場御成り御用人足」其の他、何事によらず、村方に抱る役の儀は、本高六拾一石八ミ六升五合で引請ねばならなかったので、村民がその負担に苦しんだ事は、「村方惣百姓自然ト困窮仕候」(2) とあるによってもわかる。

年を追い新田畑及川欠起返しが盛んになっているが、年次別開発高、及び開発地域についての詳細は、省略したい。

一例として、天保五年五月、「当村川欠高起返り新田畑差引書上帳」を紹介しよう。

これにより、この時まで、川欠地となった土地は本高、高外反高場、新田畑、合わせて、三十七石五斗二升一合六才であるのに対し、起返しの田畑は、総計三四石六斗二升五合六タ一才で、差引二石八斗九升五合四タ五才が、不足と示されている。

然し、此処で注意しなければならないのは、この川欠地の中には、寛永十年井伊家拝領以前からの川欠地が、二三石九斗一升一合も含まれている事で、川欠地がまだ残っているとは言へ、実際には、拝領以後生じた川欠高を、はるかに越え、如何にその開発が盛んであったかがわかる。

三

以上の如き新田開発の実施に際しては、外に川上、川下諸村との水利交渉あり、内に掘敷地、排水路、諸費用負担、人足徴収等幾多の問題が発生しているが、今其の二、三を紹介しよう。

先づ六郷用水についてみると、六郷用水は、稲毛、川崎の代官小泉治大夫吉次により、慶長十六年完成し、(3) 以後和泉の幹線水路となって居たが、和泉村にて新田開発を行うに際しては、下流の六郷領三十五ヶ村用水組合の諒承を必要とした。

即ち天保三年井伊領名主伝三右衛門首唱のもとに始めた西耕地川欠立帰新畑の新田開発は、六郷用水の分水である字上野根川掘より、長五間、幅四尺、深弐尺の掛樋をわたして用水を引取らねばならなかったので、この旨絵図面を添え、「六郷領用水路御惣代衆中」へ申し入れ、(4) 翌四月二日に許可されているが、和泉村より六郷領に対し、次の如き一札を入れている。

掛樋ニ付破損之場所出来仕リ候ハヾ其時之御差図ヲ受ケ取繕可申候　万一右仕立其外共最初御対談ニ相違致シ御領内用水之差障リニ相成候義等有之候ハヾ何時ニ而も取払可申旨被申聞承知仕候　其節一言之違乱申間敷候　為其年々御受印行差出申処仍而如件(5)

又、天保四年和泉村名主より代官所への願文によれば、この工事の際、新掘敷がどうしても他二給地の地面へかかる為、これを永代の潰地にしたい旨申し述べて居り、更にこの工事の際、悪水之掘割を必要とし、これがなくては、井伊領、松下領の古新田が水腐の難を受けねばならぬ故、新に排水工事を行った事も史料に

Hosei University Repository

みえている。(6)

然して六郷用水利用の場合、和泉村は上流の村であり、ことに用水取入口の村であった為、下流村の諒承さえ得れば、新規に分水し、新田開発をすることも可能であり、水争いの如き史料は見出せない。

然し、自然の川を用水に利用した野川は、川自身の規模のちいさいこともあり、又和泉村が下流村であった事、等により、上流諸村の新田開発は、直接、和泉村をはじめとする下流諸村の水払底を招き、本田の経営にも困難を訴える如くである。

幸い和泉村に於ては、六郷用水利用の地が大部分で、野川の利用は、北部和泉のみではあったが、次に其の状態について、寛政十午年五月の訴状を見よう。

（前略）

当七ヶ村之儀享保年中四ッ谷御上水分水奉願上国分寺村樋口ニ而五寸四方分水被仰付難有引取来候処武蔵野新田村立以来領水引□(多カ)故歟出水多却而年々致水損候ニ付又候延享二巳年奉願上同郡無礼村江右御上水樋口相譲夫〻当七ヶ村用水者鯉ヶ久保水元(地カ)ニ而段々於水落込字野川〻取入御田□相続仕来候得共近年水(統候カ)足ニ而少々照□得者渇水仕候ニ付組合村々立合番水ニ引入候程之儀ニ而至而難儀仕候　然処相手方深大寺村上之方字又住と申所ニ而用水□(入用カ)有之右残水者則野川江落し来候処近年深大寺畑場致新開余水落口江新規之堰を相立新開場ニ新掘致し水引取候故当村々右野川一筋之用水殊ニ年々水払底ニ而差支候…（中略）

何卒以御慈悲相手共被召出御吟味之上新堰新掘相留以来新規之儀不仕候様ニ被仰付被下置候ハハ難有仕合ニ奉存候　以上

七ヶ村惣代

伊奈友之助代官所

武州多摩郡金子村

訴訟人　名主

次郎左衛門

これは野川通り七ヶ村用水組合より「伊奈友之助様御役所」への訴状で、その目的とするところは、深大寺新田開発に伴う水争いであるが、その遠因と見られるのが、武蔵野新田の開発である事は興味が深い。

其の他相当紛糾したのは柴崎新田開発に関する争論である。

これは、七ヶ村用水組合内に於ける水論で、この際柴崎村名主久次郎は、野川水上貫井村名主武右衛門方へ行き、同村弁天池の溜水を貰い、これを野川用水路え新規に切落し、又佐須村、柴崎村の残水をも落込んで(7)水量を増し、下流諸村の諒承を得んとしたが、流末の覚東村、小足立村、和泉村の三ヶ村は、「平水ニ而茂用水行届兼難渋之処、尚又柴崎村新田起返しニ相成候而は弥流末差支ニ相成候」(8)と異議を申たて、ことに此のうち、覚東村は、最後まで故障を申し立て、ついに示談行届かね、訴訟沙汰になっているが、(9)この事件について、其の後の処置を物語る史料を見出し得ないのは残念である。

次に再び、天保四年代官所への願文について見ると、三給入会

Hosei University Repository

の村に於ける新田開発の実態の一部が窺える。

（前略）

御領分御合給共新田ニ目論見企候ニ付右入用対談水金雑費金之儀は御合給共一同出金可致筈ニ対談致候而目論見取掛リ候内ニ御合給村役人ゟ御地頭所江相窺候処此方知行所において新田開発之儀は容易に難相成旨被仰付候趣ニ而差扣罷在候得はゞ彼是手間取り候而は他村江手広ク掛合置殊に対談等ニ茂及候上は水金等差支可申所御領分一手ニ而新開可致趣御合給より去ル十二月中断申参候……（中略）

最初目論見企之節諸入用出金高弐百七拾九貫四拾五文壱分米八拾壱石九斗四升八合相掛り御入用米永被下限ニ御願奉申上候迚茂小高之村方ニ而困窮之御百姓自力ニ難及儀ニ乍去新開成就仕候はゞ御益筋ニ茂相成村方一同永々助成ニ付何分御田地相続ニ相成候様乍恐別紙帳面添奉願上候間幾重ニ茂御憐憫之程奉願上候　以上

和泉村名主　伝三右衛門
年寄　三右衛門
同　四平次
組頭　茂右衛門

天保四巳年七月

御代官所様 (10)

即ち、この新田開発の計画は、はじめ三給村役人にてたて、水金、雑費金は三給共同で出金する事になっていたところ、他二給地にては、地頭所より許可がないからと、ことわって来た。其の為井伊領一手で開発せねばならなかったからとて、領主の下で金を願上げて居る。然しこの際必ずしも井伊領一手限りで完成させたか、否かは疑問である。井伊領中心で行った事は間違いないとしても、他領と協同でやっていることは、天保五年午三月「松下御分新田用水路入用出金覚」によっても窺われる。

即ち松下領にては「西耕地新田開発入用之分御三給持合割金」として、六拾五両を割当てられているが、これは、高金百九拾五両の「三割金」であり、又この利息金についても三割制、即ち三給で公平に同額づつ支払う制度がとられて居る。

次に文政十一子年の柳沢下新畑の新田開発を見ると、この際の必要用水は六郷用水より扒樋にて分水した猪方用水を、更に分水して使用せねばならず、(11) 其の為には水下の猪方村の同意を得なければならなかったが、「再応懸合之上新開之場所江分水口五寸四方水門桝形埋」を行って新田壱町歩を開発したわけであるが、この際も、「元来困窮之村方ニ付右新田開発ニ付諸入用雑費金等銘々出金自力ニ難叶候ニ付御願申上候」(12) と領主よりの出金を仰ぎ、結局、「無利弐拾ケ年賦返上拝借被仰付猶亦難有仕合ニ奉存候」の如く拝借金を受けた事がわかる。

かくの如く、当村にては、一般に新田開発に際しては領主よりの下げ金、拝借金を願上げて居るが、新田開発の具体的方法の一つとして、川欠地を百姓に割付の場合についてみると、寛政八丙辰六月の「御三給川原の立返新田取立連印帳」に次の如くある。

覚

一、御入用金御三給寄合山竹木売木被成其余は割地壱人前ニ付弐朱宛差出し可申候事

Hosei University Repository

一、用水堀割人足皆以来より御触に付老人子供相除罷出可申候事

一、堀敷代地相談之上指出可申候事

一、水差引之儀取入口より場末迄惣代中御指図次第ニ可仕候事

一、惣代中日々御世話料之儀開発田地壱反ニ付玄米壱斗ツヽ初年より五ヶ年之内ニ開発仕皆出来之上拾ヶ年右之米無相違差出し可申候対談ニ而相頼候儀相違無御座候事

四

用水の圦樋の類の耐久度は、檜、栂、ひば等を使用すれば、十年乃至四、五十年は保つが、松、檜、椎等の下木を用いると僅か数年にて朽ち破れると言われる。(13)

用水施設に限らず、堤防、川除の護持修築については、江戸幕府をはじめ、支配階級の夙に意を注いだところで、徳川理財会要巻二十五、治水の部に収録せる令規及事跡を見てもよくこれを窺うことが出来るが、次にその一、二を紹介しよう。

「代官委託地ノ吏員ニ令示シテ曰ク　其一諸国代官所委託地ノ堤防溝閘洫樗橋梁等ノ官修若クハ民修ヲ問ハズ、都テ注意シテ大壊ニ及ザルヲ要シ、必ラズ其修築ニ懈怠スル有ル勿レ、且ツ河渠下流ニ沿フ村里ハ各聯合ヲ限リテ協約シ、若クハ聯合無キノ地方ト雖モ、其村区ヲ限リ、日常心ヲ用ヒ之ヲ農民ノ屋舎ト同視シ小破スル有ラバ、其際ヲ以テ直チニ之ヲ修築セバ、逐年其破壊ノ名所自ラ減小シ、随テ官民ノ両費ヲ節省スルヲ得」(後略)(14)

とあり、又「文政四年辛巳十一月堤防修築ノ須知ヲ督令ス」の其の五(15)をみると、

「多摩川、荒川其他川路巨大ノ地方ハ明年壬午ノ春月ヨリ暫ク手附手代ヲ普請役一、二名附属シ差遣セシムルニ由リ百事協議シ勉テ簡略ニ修築シ必ズ実地ニ適当セザル補理ヲ為スコト莫カラシメヨ」

とあり、多摩川が荒川と共に治水上重要視されていた事がわかる。

当和泉村の修補改築普請の主なものは、次表の通りであるが、これより見ると、用水路の普請は自普請が多いが、多摩川からの取入口の普請は、寛政元年を除き、殆んどが、公儀普請となって居り、堤防、川除普請に於ても自普請は、寛政三年のみである。

公儀普請、領主普請は、その経費が幕府、或いは、諸藩の負担にかかるものであったから、水下地域がこれを希望するのは当然の成行であり、幕府も諸藩もこの増加には困却し、極力これを制限して居る。

金沢藩の「水下銀」尾州藩の「堤銀」(16)等も、かかるところより出来た特殊な制度であるが、ことに用水は特別の場合を除くの外、自普請でさせるよう、取計ったことは、「堤防溝洫志」(17)の記事からも窺えるところである。

新田開発の為、新規に引水する場合に於いても、「困窮の村方にて自力に及ばず」と、領主より拝借金を求めている当村は、堤川除は勿論、天保十四年本田用水路の修築さえも領主普請となっている。

又用水取入口も、寛政元年を除き、他は全部公儀普請となっているが、これは六郷用水開鑿が、公儀費用で行われた事、とくに

Hosei University Repository

用水，堤防，川除普請

用水	寛政元年	六郷用水取入口	自普請領
	〃 4年	〃取入口	御公儀普請
	〃 6年	〃取入口	〃普請
	〃 11年	六郷用水用水路	自普請
	文政2年	〃用水路	〃〃
	〃 4年	〃用水路	〃〃
	〃 5年	六郷用水取入口	御公儀普請
	天保14年	六郷用水元圦	領主普請
		本田用水路	
堤防・川除	安永9年	字洗尻川除	領公儀普請
	〃 9年	〃	領公儀普請
	〃 10年	玉川除	自国役普請
	寛政3年	洗尻堤	領公儀普請
	文政7年	玉川除	領公儀普請
	天保11年	三給囲	領公儀普請
	〃 12年	堤地	領公儀普請
	弘化3年	堤川	
	嘉永4年	堤川	
	〃 7年	玉川除	

取入口の普請は、単に和泉村だけの問題でなく、その関係するところが大であった事、とくに川下には天領が多かったことによると思われる。取入口に限らず、六郷用水関係は、普請の殆んどが、この六郷領三十五ケ村用水組合との協同普請で行われ、ことにこの協同普請の際、地元である和泉村は、「人足諸色買入レ仕立共一色」を引請けてまかなっていた。(18)

寛政四年御公儀普請之節、不埒なる取計いがあった為、一時それを止めさせられたが、村方一同難儀をするとて詫を入れ、寛政五年よりは、又、引続き元請をしていた。(19)

江戸時代、用水、堤、川除普請及新田開発等の工事が頻繁に行われるようになると共に、普請の請負を業とする者が生じたが、とかくの欠点を蔵するため、地元の庄屋、名主中心で行う水下村請を最良の方法としていた。

故に当和泉村に於いても、六郷用水のみならず、堤、川除普請の際も、殆んど、井伊領名主伝三右衛門の元請で普請を行っていたが、かかる村請の場合は又、名主の不正が、介入する余地があったわけである。

井伊領和泉村年寄助左衛門が、名主伝三右衛門父子を代官所に訴えた安永十丑年二月の文書によれば、安永九年春、字洗尻の川除普請、同年十二月の玉川通川除普請の際、

（前略）

私方より申聞候者此度御普請被仰付候義者百姓為御救被仰付候由承知仕候得ハ惣百姓に相談之上被致可然趣申聞候得者其儀も貧着不仕村方御三給名主共斗申合セ御普請初候より以来村人足惣百姓不残申付相勤候得共、賃残等払方も不埒仕殊ニ名主伝左衛門義ハ小前百姓共拾ひ置候石当人共江無沙汰遺拾賃銭等も一銭払不申猶又字洗尻川除御普請御屋敷様より御入用を以去子春御普請被成下候蛇籠石垣等丈夫ニ相保候場所迄取崩し当春之御普請に遣申候ニ付私方より申聞候御屋敷様江御入用を以御普請被成丈夫ニ相保候場所迄も取崩し候段ハ不埒之由申聞候得共名主伝左衛門悴権五郎申候者我等勝手次第致し候様申之御屋敷様にも不奉恐入不法之挨拶仕候御事

一、当村字洗尻所寄合山江去子春中松苗木惣百姓ニ為植置候拠

Hosei University Repository

当春者右植立候場所当御普請所之土取場致し松苗木等も根付候こき取申候乍恐御領分之御田地以来其所ニ相成可申ニも不拘伝左衛門親子にて勝手我侭ニ斗相働き候事　…(中略)…
去子春御屋敷様より御普請被成下候節之人足賃等も割渡し不申猶又当春御普請之賃銭其外共ニ旁以不埒ニ取斗候得者此上如何様之義出来可仕も難斗　…(後略)…

の如く糾弾されているが、この文書により普請に関して起る幾多の問題を察知する事が出来る。

とくに普請と地元農民の受益について考えると、地元農民は普請の際の労働力を提供して賃銭を受けることが出来る。

又普請の際の砂利、竹木その他の諸材料を提供してその代価を受けることが出来るわけで、先に述べた如く、潜在的過剰労働力をもつ当村にとって、労働力が現金に替ることは、大なる福音であろう。

普請用の石を「農隙の際拾集め置様に」とは幕府の法令にも見えるところであるが、(20) この拾賃銭を一銭も出さず、又人足賃も滞っているとあっては、村民の批難を受けるのは当然である。

かくの如き用水、堤、川除普請の際も、新田開発の場合と同様三給間のチームワークが問題となる。

試みに普請に際しての三給の態度を物語るべき一史料をあげると次の如くである。

為取替申議定之事

一、武州多摩郡和泉村之儀者御三給入会之村方ニ而近来不取極メニ而万事相談等行届難候ニ付此度相改メ以後御三給ニ拘り候相談申度儀モ有之節者触出シ次第立会相談可仕候既ニ去ル午年中玉川満水之砌リ亡所ニ相成御三給共一同難渋罷在候処井伊掃部頭様御進達被成下置早速御公儀様〻皆御入用御普請被仰付候節受負人相立御普請為相仕立候処人足賃其外相滞既ニ彦根様御調ヲ受一件落着相成候へ共右等心得違〻以後不取極メニ相成居候処猶去々酉年中同川満水之砌堤長弐百間程欠落其外御田地亡所ニ相成候ニ付御支配様江度々御普請之儀奉願上候処夫々御見分之上御普請ニ不相成旨被仰渡三組共一同当惑難渋罷有候ニ付御三給申合一同相談取極メ井伊掃部頭様江御歎願申上御普請ニ相成候様仕度右ニ付以前之通リ心得違等有之村方引継ニ相成候而者奉対領主地頭江不相済候儀ニ付此度相改メ儀定取極メ左之通リ

一、御公儀様〻皆御入用御普請被仰付候〻歎又者井伊掃部頭様川除御普請被仰付被成下置候節も御三給江引受何事ニよらず、御普請一条之儀者万端相談ヲ以相仕立皆出来之上御三給共一同立会夫々遣払等取調諸勘定明白ニ仕候上過不足之儀者三給高割ヲ以無差支早々差出し可申候若不正之取斗有之候ハヽ高割出金差出し申間敷候事

右之趣御三給一同立会相談之上此度相改メ議定取極メ候上者相互ニ違変仕間敷候為後証為取替証文仍而如件

井伊掃部頭領分　　武州多摩郡和泉村

嘉永四亥年三月　百姓代　市五郎㊞
　　年寄　作兵衛㊞

Hosei University Repository

名主　多三郎㊞
松下大学知行所
同州同郡同村
百姓代　喜兵衛㊞
組頭　七郎右衛門㊞
年寄　又市㊞
石ケ谷友之助知行所
同州同郡同村
百姓代　弥三右衛門㊞
年寄　甚五郎㊞
名主　綱造

三給入会之村の特殊性がよく窺えるが、これにより、三給入会の村である為、近来ことに纏りが悪くなっていた事、この纏りの悪くなった原因としては、弘化三年の公儀普請の際、人足賃其外が滞るような心得違いがあった事、これは井伊家の取計で落着した事、等がわかるが、更にこの文書により、当三給地は、井伊家の如き幕府の有力者を持つ故に、普請に際しては、井伊家を通じて先づ公儀普請を願出、それがかなわぬ時は、直接井伊家にすがって出金を願っていたと言うことがわかり、又三給内に於いては石谷、松下の二給地が、如何に井伊領に依存していたか、と言う点も窺える。

むすび

斯くの如く、和泉村は江戸近郊にあり、江戸在住の消費階級である領主、知行主にとって便利な場所であった。便利であるが故に、少しでも生産を増加させ、収入をあげるべく目をかけ努力している。かかる点よりみれば、封建統治下にあり、恵まれている村かの如く思われる。

これまで見得た史料によっては、農民一揆のこともなく、治安は維持され、至極平穏である。

然し生活に余裕があったかと言うに、そうでないことは、すでに述べた如くである。然して、かくの如き停滞的状態を打破する為、名主も、村民も何等の努力もしていない。

何かと言うと領主に依存することのみ考えている。

「生かさぬよう、殺さぬよう」とは、近世封建領主の対農民政策のモットーであったとは言へ、余りにも自主性のない、村民の生活態度ではなかろうか。常に封建的依存度の高い村であり、又それが可能な村であったと言うことが出来る。

以上、井伊領中心に述べて来たが、同一条件下にあった他二給地についても同じことが言えるのではないか。規模の小さい村であるが、此処に徳川封建制下の特殊な断層を見出し得た。

然して本研究が近世農村社会経済史の綜合的研究に際し、何等かの参考になれば幸いである。かくの如き局地的、実証的研究が更に集成され、綜合されたあかつきには、本研究を更に高所より再検討、再編成させねばなるまい。

註（1）寛政重修諸家譜
（2）御尋ニ付奉申上候（年代不明）
（3）川崎誌考所収　山田蔵太郎氏著
（4）（5）天保三辰年十二月、差入申一札之事

Hosei University Repository

(6) 天保十四卯年二月
「字西耕地本田用悪水杭橋出来方仕様帳」
(7) 嘉永元申年八月差入申議定証文之事
(8) 嘉永二酉年正月　継言而議定之事
(9) 乍恐以書付御歎願奉申上候（年代不明）
(10) 天保四巳年七月乍恐以書付奉願上候
(11) 天保二年卯月「此度新田開発意趣書付扣置」
(12) 文政十一子年十二月「御請書一札之事」
(13)(16) 喜多村俊夫氏著、日本灌漑水利慣行の史的研究
(14)(20) 経済叢書巻十七頁二四五
(15) 同右　〃　頁二五〇
(17) 佐藤信淵家学全集上巻、堤防溝洫志巻一
(18)(19) 寛政五年丑二月、乍恐以書付奉願上候
寛政十一未年二月、取替シ一札之事

法政史学（第八号）

紀元七世紀におけるイギリスの宗教事情
―特にベネディクト修道士の活動について―　竹内直良

加役方人足寄場について（二）　丸山忠綱

江戸時代天領下における助郷の研究
―特に武州多摩郡関前村を中心として―　桜井芳郎

論文梗概

江戸時代における新田村落形成過程の研究
―特に武蔵野新田を中心として―　桜井芳郎

近世封建社会の研究
―特に判例に現われる家族制度の問題を中心として―　中山公彦

鰹漁業経営の一端　小島然太

近世封建社会土地制度の経済史的一考察
―新田を中心として―　大庭重雄

法政大学史学会々報・その他